

新潟市財産経営推進本部会議 次第

日時：令和7年5月20日（火）10：30～

会場：全員協議会室

1. 開会

2. 財産経営推進本部長訓示

3. 議事 「Re:スタート」の概要

➤ 「Re：スタート」する上での重要な考え方

➤ 「Re：スタート」工程表

➤ 参考

- ・年代別公共施設の建築件数
- ・財産推進経営計画改定時と直近における人口推計の比較

4. 財産経営推進本部長総括

5. 閉会

【配付資料】

- ・新潟市の公共施設の“これから”を考える
～地域との協働加速化への Re：スタート～
- ・別紙：各所属に関連する取組について

新潟市の公共施設の“これから”を考える ～地域との協働加速化への Re：スタート～

1. 新潟市が直面している課題

- ▶昭和50年代に整備された施設を多く擁する（裏面図1）本市では、多くの施設が大規模改修の検討時期を迎えています。
- ▶将来の世代に負担を持ち越さないためにも、公共施設を質・量・コストの面で最適な形で引き継いでいくことが大きな課題です。

2. これまでの取組状況

- ▶限られた財源の中で計画的な保全を推進する必要があることから、平成27年度策定の「新潟市財産経営推進計画」を令和3年度に改定。施設の「総量削減」と「サービス機能の維持」を基本とし、市内55の中学校区単位で「地域別実行計画」の策定を進めてきました。



長引いたコロナ禍により、地域の皆さまとの対話が叶わなかったことや、施設再編に対するマイナス・イメージが先行し、地域の皆さまの心配を払拭することが難しく、地域別実行計画は見込みを含めて8地域での策定に留まっています。

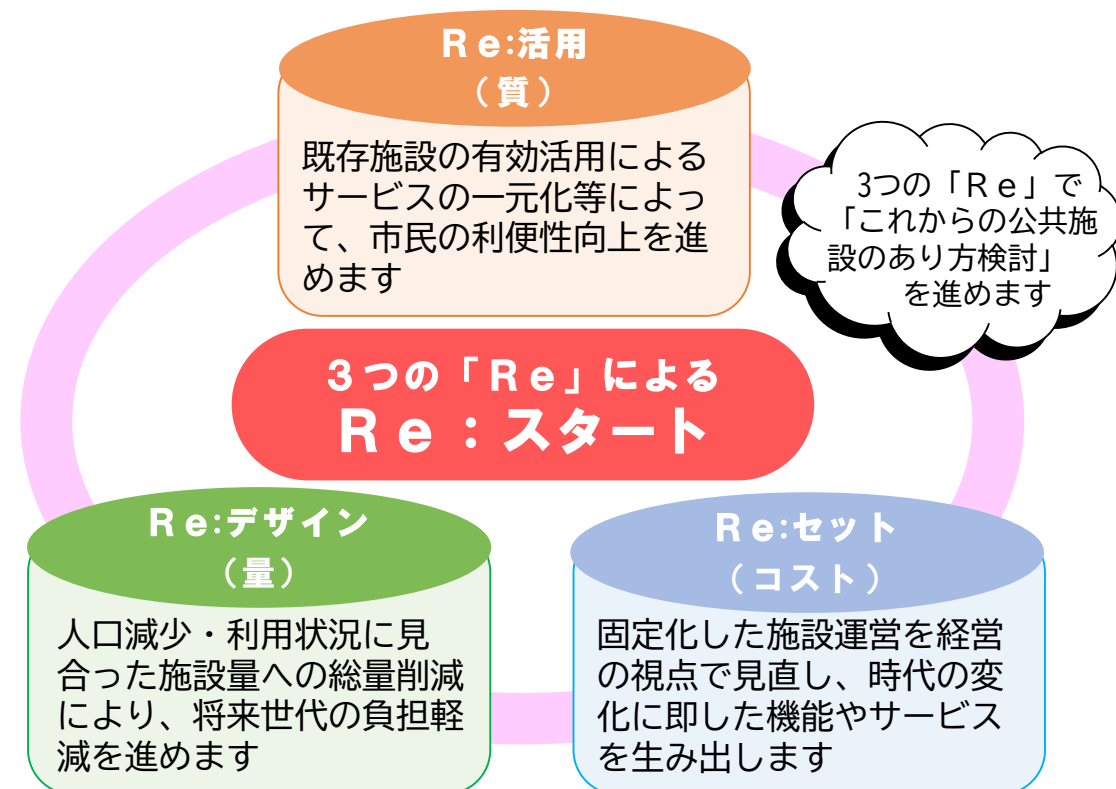
3. 公共施設を取り巻く新たな課題

- ▶最新の将来推計人口（裏面図2）によると、本市ではさらなる人口減少が見込まれ、少子高齢化をはじめとする世代構成の変化が予測されます。
- ▶民間事業者による各種サービスの充実、デジタル化の進展など、社会・経済情勢の変化により、公共施設に求められる機能も変わってきています。

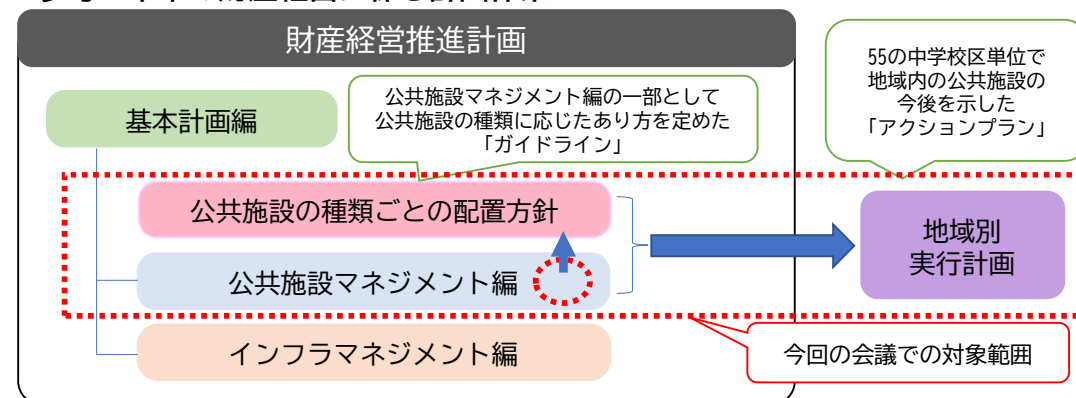


公共施設に対する市民ニーズの変化が既に生じており、利用が減少している施設や役割を終えつつある施設もあります。

市民の皆さまとこれらの課題を共有し、人口や利用状況に応じた「これからの公共施設のあり方検討」を「Re：スタート」させることによって、今ある公共施設を確実に最適化していく必要があります。



参考：本市の財産経営に係る計画体系



新潟市の公共施設の「これから」を考える ～地域との協働加速化への Re:スタート～

4.「Re:スタート」する上での重要な考え方

① 全市一斉の地域との対話

公共施設のあり方を検討することは、今後の施策の方向性を決めるうえで必要不可欠なものです。

市民の皆さまに向けて、公共施設の現状や問題点と併せて、質・量・コストの面でより効果的に施設を利用するためには何が必要かなど、全市一斉に丁寧に説明していきます。

② 全職員による検討の実施

市内に存在する公共施設は多岐にわたっており、それぞれの制度を所管する所属もまた多岐にわたります。

このため、一つ一つの施設のあり方を検討する「制度所管課」を明らかにし、地域検討を進める際には、**施設に関わる全ての部・区が連携して検討を進めていきます。**

5.「Re:スタート」工程表

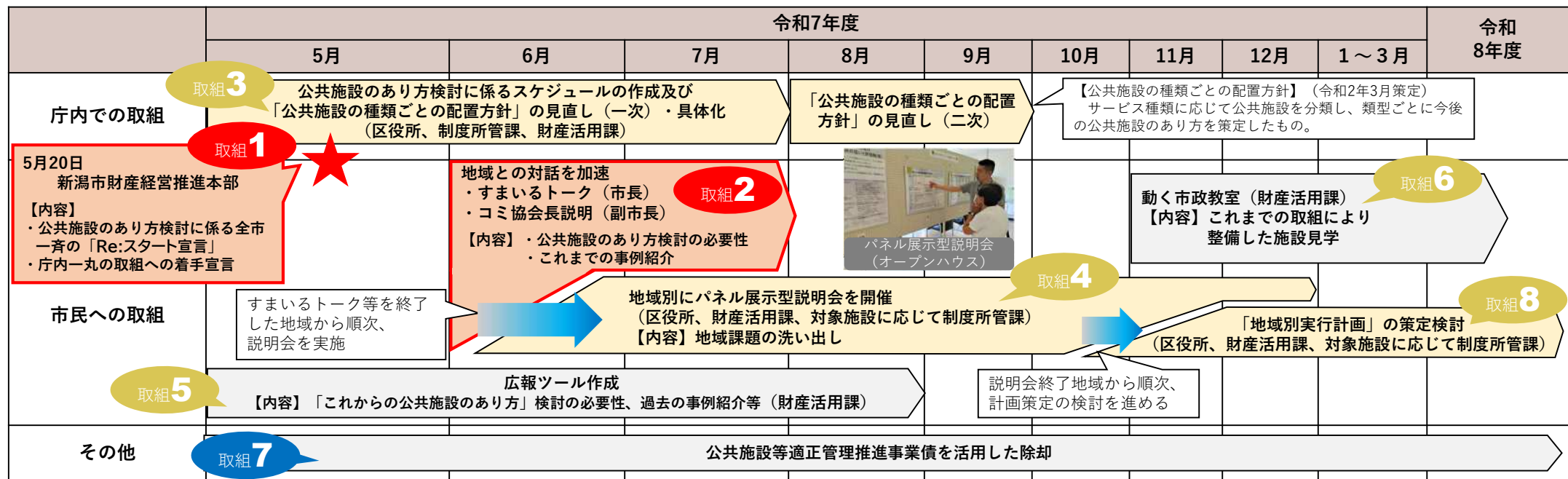


図1 年代別公共施設の建築件数

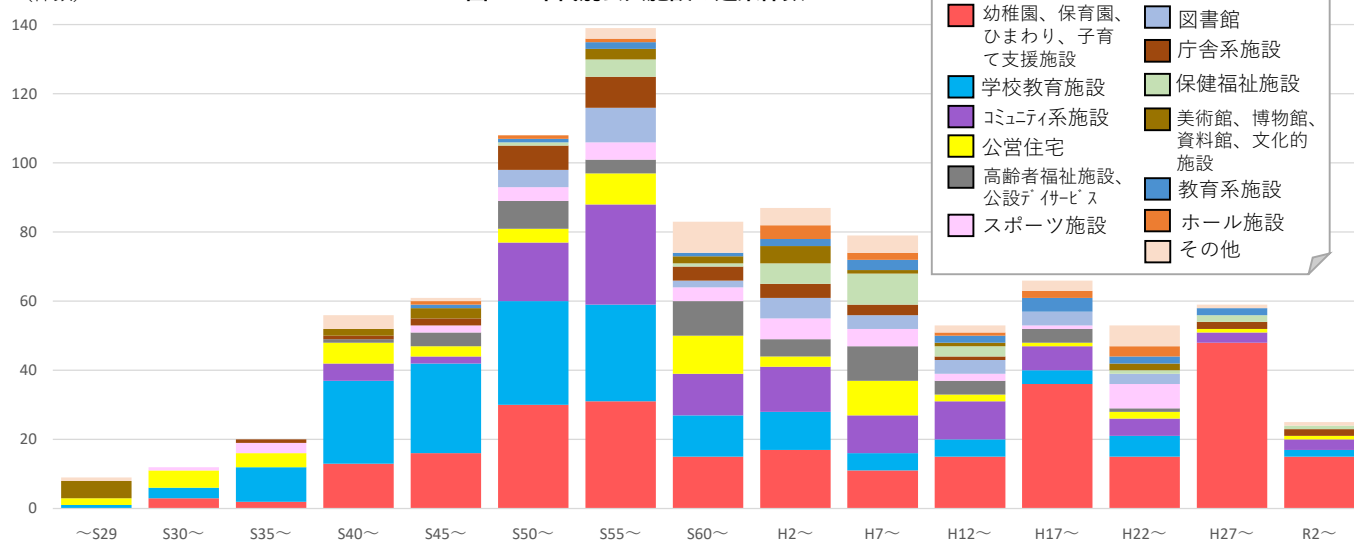
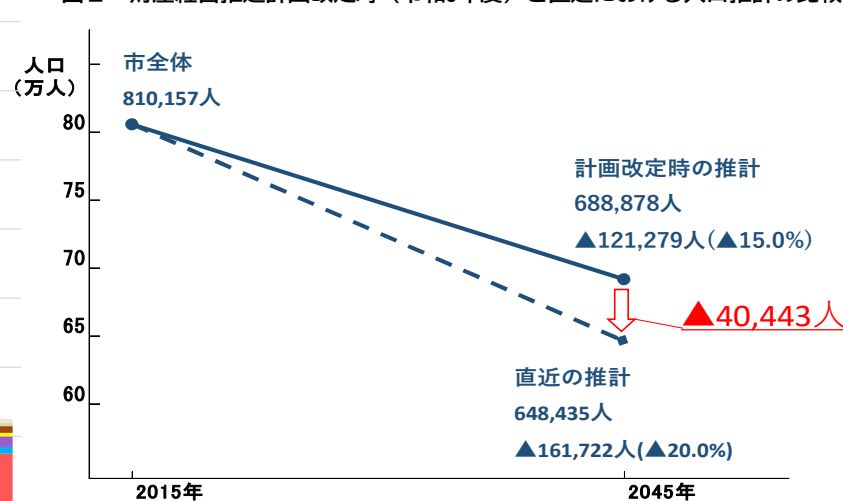


図2 財産経営推進計画改定時（令和3年度）と直近における人口推計の比較



公共施設のあり方検討に係る各所属の役割分担の明確化

【関連する取組】

取組 **3**

公共施設のあり方検討に係るスケジュールの作成及び
「公共施設の種類ごとの配置方針」の見直し・具体化

1. スケジュールの作成について

(1) 概要

- ・市内の55の地域（おおむね中学校区）ごとにあり方検討に係るスケジュールを作成
※現在6地域で地域別実行計画策定済み。4地域着手中のため、残り45地域。
- ・残りの45地域すべてで着手

(2) 作成について

地域事情に精通する区役所中心に、財産活用課と協働して作成。
※制度所管課にスケジュールを共有

近日中に財産活用課から各区に作成に係る声かけを実施します。

2. 財産経営推進計画における公共施設の種類ごとの配置方針の見直しについて

(1) 一次見直し（7月末まで）

①17の施設種類ごとの分野は変えずに、分野内の制度所管課が異なる小分類を創設

- ※ 財産白書に合わせ、場合によっては小分類の下に細分類も創設
例) コミ施設 > 集会所（小分類） > 農村環境改善センター（細分類）

②小分類（細分類）ごとに制度所管課を明記

- ※ 制度所管課の判別が難しい場合、制度所管の部内で担当課を振り分け

③現方針の記載内容を基礎としながら、小分類ごとの制度所管課にて記載内容の見直し

- ※見直しの際財産活用課にて整理する項目を提示

④検討の「きっかけ」となる「施設の今後のあり方」を明記

- ※「③」の方針に応じて財産活用課にて「施設の今後のあり方」を示す項目を提示
例) 築〇年になったら●●する

(2) 二次見直し（9月末まで）

出張所等の「庁舎系施設」や給食センター等の「教育系施設」などの
「財産経営推進計画」対象施設（財産白書掲載施設）の内、種類ごとの配置方針とは別の検討としている施設を本方針に新たに位置づけ。

- ※ 制度所管課の判別が難しい場合、制度所管の部内で担当課を振り分け

【参考】

- ・公共施設の種類ごとの配置方針対象分類 17分類
- ・財産経営推進計画対象施設 24分類

（３）財産経営推進計画における公共施設の種類ごとの配置方針見直しの流れ

①見直しに係る公文書発出（５月中）



②一次見直し期間（～７月）



③二次見直し期間（～９月）



④二役報告（見直し終了後）



⑤配置方針改定（二役報告後）

近日中に見直しに係る公文書を庁内電子掲示板に掲示します。

公共施設あり方検討に係る流れ及びスキームの見直し

【関連する取組】

- 取組 **2** すまいるトーク及びコミ協会長説明
- 取組 **4** 地域別にパネル展示型説明会を開催
- 取組 **8** 地域別実行計画の策定検討

1. 地域別実行計画作成に係る一連の流れ

①すまいるトーク（6～7月 順次）

②区ごとにコミ協会長説明（副市長）（6～7月すまいるトーク終了後順次）

【役割分担】

各 区：会場手配、コミ協と日程調整、当日進行
当日資料の区独自データの整理（財産活用課作成資料の補足など）
財産活用課：当日資料の作成、資料の副市長説明、当日出席

③庁内キックオフ会議（6月以降 コミ協会長説明終了後 順次）

【キックオフ会議】

パネル展示型説明会以降、地域との調整が始まります。

着手前に制度所管課、区役所、財産活用課で役割分担を決める会議を地域ごとに実施します。

④パネル展示型説明会（6月以降 キックオフ会議終了後 順次）

⑤地域別実行計画の策定検討（パネル展示型説明会終了後 順次）

2. 公共施設のあり方検討にかかるスキームの見直し

地域の皆さまにとって、公共施設を確実に最適化するとともに、限られた職員のマンパワーをより効率的・効果的に発揮することが重要です。

そのために、施設のあり方検討に係る地域調整の主な手法のいくつかを「ワークショップ」から「小規模会議」へ置き換えます。

※地域調整の内容に応じて、「ワークショップ」を実施する場合もあります。
また、地域別実行計画策定以降の「設計・工事・売却等」を一括発注方式にするなど、スキームの見直しを検討します。

ワーク
ショップ
(40人程度の
規模)



小規模会議
(数名～10名
程度の規模)

